

## 住宅耐震診断 建設課（吉備庁舎）

### ●補助内容

- ・木造住宅／無料で木造耐震診断士を派遣
- ・非木造住宅／耐震診断費用の3分の2を補助（上限8万9,000円）

### ●補助対象建築物／次のすべての条件を満たす住宅が対象

- ・有田川町内に存する住宅
- ・木造住宅の場合は、平成12年（2000年）5月31日以前に着工されたもの。
- ・非木造住宅の場合は、昭和56年（1981年）5月31日以前に着工されたもの。
- ・地上階数が2以下かつ延べ床面積200㎡以下のもの。

※「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び併用住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗などの用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含みます。

※木造住宅のうち、枠組壁工法、丸太組工法、鉄骨造等との混構造、その他特殊な構造のものは、補助対象外です。

### ●補助対象者／補助対象の建築物に対して①～③のいずれかに該当する者

①所有している／②居住している／③居住予定

### ●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

### ●申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）

※申込書は、町ホームページからも取得できます。

### ●受付期間／5月7日（火）～12月20日（金）

※役場開庁日時に伴う。 ※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切ります。 ※着手後の申請は受け付けません。



### 耐震診断の結果

### 耐震性が低い場合に次の補助が受けられます

#### 住宅の耐震改修費の一部補助

### ●補助内容／耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修（建替え含む）に要する費用の一部を補助

※耐震改修は、一定の基準を満たす必要があります。

※建替えの場合は、省エネ基準に適合させる必要があります。

### ●補助金の額／上限116万6,000円

### ●補助対象建築物／住宅耐震診断事業の補助対象建築物と同じ

### ●補助対象者／次のいずれかに該当する方

【耐震改修を行う場合】住宅耐震診断事業の補助対象者と同じ

【建替えを行う場合】①居住している所有者

②居住している所有者と同居している者

### ●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

### ●申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）

※申込書は、町ホームページからも取得できます。

### ●受付期間／5月7日（火）～5月17日（金）

※役場開庁日時に伴う。 ※着手後の申請は受け付けません。

※受付期間内に募集戸数を上回った場合は、抽選となります。

※受付期間内に募集戸数に満たなかった場合は、12月20日（金）までの期間、

募集戸数に達するまで先着順に受け付けます。 ※その他諸条件があります。

#### その他にも補助が受けられます

耐震ベッド・耐震シェルター設置などの補助事業があります。詳しくは町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要です。有田川町では、住宅の耐震化を促進し地震に強いまちづくりを進めるため、補助事業を実施しています。

# 地震対策はできていますか？